

受注者の皆様へ

公共工事の品質を確保するためには、工事の施工段階における現場の適正な施工体制が図られることが大切です。

従来からその取り組みがなされてきましたが、平成13年4月に施行された「公共工事の入札及び契約の適正化法」(入契法)においては、より一層の公共工事の適正な施工の確保を求められ、一括下請(丸投げ)の全面禁止、発注者による施工体制の点検、その他必要な措置を講じることが義務付けられました。

これらの状況に鑑み、真岡市では、公共工事の品質の確保を促進するため、平成20年度より請負金額500万円以上の工事について、「入契法」に基づき現場の施工体制及び施工状況について、契約及び検査担当職員が点検することといたしました。

なお、点検は事前に予定を通告することなく、施工中1回以上行い、その点検結果を工事発注担当課に報告します。

また、点検の結果、建設業法に抵触する場合は、「入契法」第11条に則り許可部局に通知する場合があります。

皆様のご協力をお願いします。

真岡市総務部総務課契約検査係
0285-83-8145